

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	伊 藤 定 廣	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 事（事務担当）	生 田 一

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成25年5月20日(月) 午前9時00分から午前9時57分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(37人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(0人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第 2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 6 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 7 専決報告 現況証明願</p> <p>日程第 8 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 9 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第10 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員 (3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、平成25年5月農業委員会定例会を始めさせていただきます。 会長さん宜しくお願いします。</p> <p>会長 《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は(37名中37名)で、全員出席ですので、只今より5月定例農業委員会を開会します。</p>

審議に入ります前に、日程第 1、本日の議事録署名者を私より指名致します。
ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 9 番 佐藤 信之 委員

議席番号 11 番 水谷 隆 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 4 件

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 7 件

決定第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定
による当委員会の決定について・・・・・・・・・・ 28 件

専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出・・・・・・・・ 4 件

専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出・・・・・・ 1 件

専決報告 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件

報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・・・ 5 件

報告 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件

それでは、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 について審議を
お願いします、

では、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1 番から 4 番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・
地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、4 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しない為、許可要件
を全て満たしていると思われます。 以上でございます。

会長

只今、議案第 3 号について、事務局より説明させていただきました、何かご質
問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 4 件について賛成
の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請 について審議をお願いしますが、議案番号1番について、議席番号35番の加藤副会長さんが総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当しますので、まず、1番を除く議案より審議をお願いします。

それでは、議案第4号 1番を除く6件について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(2番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)申請地に隣接する住宅地に居住していますが、大変手狭であり、駐車スペースも1台分しか無いため、今般、駐車場及び庭敷地として利用する計画でございます。

(3番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)申請地の南100mに位置する場所にて介護支援業を営んでおり、客の増加により、申請地へ従業員用駐車場5台分を確保する計画でございます。

(4番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)交通量の多い県道弥富名古屋線に面する申請地へコンビニエンスストアを建築する計画でございます。

(5番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)議案番号4番の店舗と一体的に利用する駐車場22台分の計画でございます。全体では、隣接する雑種地2筆136㎡と合わせ2,164㎡の店舗計画でございます。尚、先般、駐車場照明による水稲への被害についての意見がございましたので、業者の方へ対応策を講じる様、事務局にて指導をさせていただきました。

(6番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在は賃貸マンションにて家族4人で居住していますが大変手狭なことにより、祖父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。

(7番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在、家族4人で申請地に隣接する住宅にて居住していますが、所有車両も3台あり大変手狭なため、敷地を拡張する計画でございます。

以上6件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると思われます。以上でございます。

会長

只今、1番を除く6件について、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請 1番を除く6件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

それでは、1番の審議をお願いしますので 加藤副会長には退席をお願いします。

《 加藤副会長 退席 》

それでは事務局より、1番の説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在は、介護福祉事業を営んでいますが、業務拡張のため、申請地へ有料老人ホームを建築する計画でございます。

尚、この案件につきましても、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると思われまます。以上でございます。

会長

只今、議案番号1番について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請 1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

加藤副会長に入ってもらって下さい。

《 加藤副会長 着席 》

続きまして、決定第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>5 ページから 7 ページまでの案件です。決定第 2 号については件数も多い為、集計概要を報告し説明とさせていただきます。尚、議案送付後、6 番の方から取りやめたい旨の申し出がございましたので西保町石暮 54 - 1 他 2 筆合計 944 m²、それに関係する 8 番の案件から同土地を削除した集計内容を報告し、説明させていただきます。議案番号 1 番から 27 番、全体筆数は 121 筆、面積は 97,875 m²でございます。円滑化団体を通して利用権設定された筆数は 56 筆、45,623 m²でございます。最終的な受人については さん他 8 名。全員で 9 名、合計 65 筆、52,252 m²となっています。内容につきましては、作物は水稲、レンコン、イチゴ、普通畑でございます。新規 117 件、再設定 4 件。契約期間は 4 年 5 年 6 年 10 年。権利内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>尚、この事案につきましては農業経営基盤法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。 以上です。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 2 号について 簡略した内容ではございますが、説明をさせていただきます、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3 件・報告 2 件について事務局より一括で説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 番から 4 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上 4 件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)</p> <p>以上の 3 筆を一体的に利用し、分譲住宅 15 棟を建築する計画でございます。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1 番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明) 以上 1 件の現地を確認し、証明させていただきました。</p>

<p>会長</p>	<p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)以上5件の解約の通知がございました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)以上1件の届出がございました。</p> <p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか、 それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、5月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時21分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(佐屋地区)</p>
<p>加藤副会長</p>	<p>(加藤副会長より報告)</p>
<p>会長</p>	<p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今月の農地パトロール立田地区を予定しておりますので、立田地区委員の方は、立田庁舎 小会議室に 5月24日(金)午後1時30分集合をお願いします。</p> <p>次回、定例農業委員会は6月19日(水)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。</p> <p>農業委員会委員研修会が 稲沢市民会館大ホールにて 9月4日(水)に開催されます、時間は1時30分から4時10分まででございます。お忙</p>

事務局

しいとは存じますが、ご予約をお願いします。正式な通知文については後日お渡しさせていただきます。

机の上に「愛西市農地移動適正化あっせん事業実施要領」に関する資料を配布させていただきました。農業委員会が農地の売買に関し「あっせん」を行うための要領でございます。内容及び要領制定までに関する事につきましては、渡辺より説明させていただきます。

お手元にあります、当市の「農地移動適正化あっせん事業実施要領」制定につきまして、説明をさせていただきます。

あっせん事業は昭和45年に農林事務次官より、基本的な実施要領が示され、その内容にて各市町村要領を定めて実施されているかと思えます。

制定に関する提案理由につきましては、農地等の権利移動が、農業によって自立しようとする意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手となる事を志向する農業を営む者の農業経営の規模の拡大及び農用地等の集団化に寄与し、かつ、愛西市農業振興地域整備計画に定める将来育成しようとする農業経営を出きるだけ早く育成するために実施するものでございます。

取分け、現在の農業経営に関する課題として、やはり高齢化・後継者不足による農地の維持管理が問題ではと思われます。この課題は今後さらに大きな課題となる事が予想されます。

耕作ができないで、耕作放棄地になってしまつては、近隣農地の営農にも支障をきたしてくるかと思われます。

現在では、集積計画にて、多くの賃貸借権の設定がございますが、農地所有者の中には、「高齢で今後、農業経営ができない。」「跡継ぎがない」などの理由により、「農地を手放したい」、「誰か買ってくれる人はいないか」などの問い合わせもございますので、今回皆様方にご提案させていただくのは、農業委員会が、その様な方と地域の担い手を結びつけ、農地の売買の手助けを行う事を目的としております。

今回配布させていただきました、要領は第1条から第16条まででございます。

全てを朗読しても「なかなか分かりづらい」と思いますので、説明のために用意させていただきました、A4サイズ1枚の「農地移動適正化あっせん事業の概要」を基に事業の内容を説明させていただきます。

農地移動適正化あっせん事業の概要朗読説明

要領の内容はこの様になっております。

では、実際に申出があった場合の手続きですが、申出内容（所在地・地目・面積・その他）を確認し、事務局にて「あっせん候補者名簿」の中から基準に見合う候補者を1名以上選定させていただきます。

次にあっせん委員2名を指名し、委員会に諮らせていただき、あっせん委員の決定をしていただきます。その後、事務局にて申出人・相手方・あっせん委員2名の日程調整をさせていただきます、あっせんします。あっせん後、あっせんの結果を報告事項として委員会にて報告させていただきます。あっせんが成立した場

	<p>合は、3条申請が出て参りますので、又、皆様にその時点で御審議をお願いする事となります。</p> <p>尚、当然、価格等が折り合わずあっせんできないこともございます。以上が主な事務的な流れでございます。</p> <p>次に、要領制定までの流れでございますが、本日、皆様に要領を配布させて頂きましたので、次回農業委員会までに一度、目を通していただければと思っています。</p> <p>そして、次回農業委員会にて「議案」として上程させて頂きますので、御審議をお願いします。可決された場合は、告示を行いまして、7月1日より施行させて頂いていただきたいと思っています。</p> <p>尚、要領が制定された事を広く周知するため、市の例規集への掲載と、この「概要」を愛西市のホームページに掲載し、周知させて頂きたいと思っています。</p> <p>以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます、どうか宜しくお願いします。</p> <p>今回配布させていただいた資料につきましては、次回の定例会の審議の際に、使用しますので、次回、委員会に御持参下さいますようお願いいたします。</p>
会長	宜しいでしょうか
11番委員	農地バンクと内容は同じものでしょうか。
事務局	概ね同じ機能と思われます。
6番委員	面積は全国的に統一されているのか。認定農業者で別表1を満たすのが177人ですか。
事務局	別表2は愛西市基本構想に定められたもの、その数字に7割乗じたものを別表1とした。認定農業者177人中、別表2をクリアしているのが77人です。各市町村でやっている事業が違うので同じものはないです。
31番委員	別表の数字が高すぎる。譲渡所得の特例が受けられる方が限られてくるので、この適正化事業の趣旨とあっているのか。
事務局	愛西市の基本構想があります。考え方によってハードルは下げられますが低くしたとしても最終的には1名を決めなければいけないので、基本構想に基づく事にしました。
6番委員	譲渡所得の特例は、この事業でのみ受けられるのか。
事務局	その特例を受けるには、あっせん事業により取得したという農業委員会長の証明が必要です。

<p>会長</p>	<p>その他宜しいでしょうか、この件については次の農業委員会に出させていただきますが、変わるか変わらないか分かりませんが、いま御意見は十分お聞かせいただきました。</p>
<p>事務局長</p>	<p>皆さんから御意見いただきました、また来月の農業委員会までに見ていただきまして、この別表1と2をこの様に変えたほうが良い、ここをもう少しこの様に変えたほうが良いという御意見がございましたら事務局の方まで連絡をお願いしたいと思います。また来月の農業委員会で御審議をお願いします。事務局からは以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>その他、宜しいでしょうか</p>
<p>加藤副会長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>加藤副会長</p>	<p>議案審議も終わりましたので、ここで、皆様に報告というかお伝えさせていただきたい事がございます。</p> <p>ご承知のとおり会長のご息が市長に当選されました。大変おめでたいことあります。そこで、会長から我々副会長に対し、「息子が市長になったけど、このまま会長を続けてもいいだろうか」という投げかけがございました。</p> <p>我々副会長も相談し、事務局に法的な問題など調べてもらいましたが、特に親族が市長であろうが、我々は選挙で選ばれた農業委員で、その農業委員の中で互選により会長をお願いしております。</p> <p>会長さんは道義的になこともあり悩んでみえました。我々は問題が無いのであればあえて皆様方に報告するまでもなく進めるべきと思いましたが、会長より皆様方に話だけでもしていただきたいとの申出もございましたので、話をさせていただきました。</p> <p>農業委員会としては、我々が選んだ会長ですから、このまま続けていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>加藤副会長</p>	<p>会長さんには負担になるかと思いますが宜しく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>会長あいさつ</p> <p>その他、宜しいでしょうか。</p> <p>これもちまして5月定例農業委員会を閉会いたします。</p>

閉 会（午前9時57分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成25年5月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号 9番委員 佐 藤 信 之

議事録署名者
議席番号 11番委員 水 谷 隆